

(5) 近代自由主義の再評価

自身の学問的・政治的立場に再考を促す機会も訪れた。1935(昭和10)年5月の経友会講演会で自由主義的政治家・尾崎行雄(峯堂)の講演を聴いた時のことである。ここで尾崎は私有財産の不可侵性をとうとうと説いた。

ぼくは社会主義の洗礼を受けているから、なんとなく私有財産というのは悪という感じにいるわけです。ところが〔尾崎は〕、天皇陛下といえども、法律によらずして、私有財産に一指も触れることはできないと言う。そういう議論は聞いたことがないので、日本の左翼も私有財産攻撃でしょう。いかなる権力も侵すべからざる権利としての私有財産というのはヨーロッパ的ですね。なるほど、そういうものかと思ったので強く印象に残っています。(『定本 丸山眞男回顧談』上)

丸山に衝撃を与えたのは、自然法や自然権という国家以前の超越的・非歴史主義的な根拠にもとづいて、権力に対して個人の権利の不可侵性を主張する、近代ブルジョア自由主義の立場だった。

ナチスが政権を掌握したのちにドイツの国会で政府への全権委任法が審議されたとき、社会民主党党首のオットー・ウェルズ(画像)が行った反対演説もまた、この時期の丸山にとって同様の意義をもつものであった。



ウェルズは、そういう〔見える限りの人民はあげてハイル・ヒットラーという〕重たい、いまの歴史的現実にたいして、自由と平和と正義を「永遠不壊の理念」として対峙させ

た。……ちょうど大学生時代にかけて日本は雪崩をうったような転向時代でしょう。

それ以後の「歴史的動向」は、ナチほどではないにしても、周囲の情勢ことごとく

非、という実感だったことは加藤〔周一〕さんも同じだったろうと思うのです。そうい

うなかで、ずっとぼくの頭からはなれなかった問題は、歴史をこえた何ものかへの帰

依なしに、個人が「周囲」の動向に抗して立ちつづけられるだろうか、ということ

す。(加藤周一・丸山眞男「歴史意識と文化のパターン」)

日本的な歴史主義とマルクス主義的な歴史主義は、ともにあらゆる価値観を歴史的産物とみなす点で共通している。丸山自身もまた、個人の自由や私的な権利を尊重する価値観を、歴史的制約をもつものとして相対化して捉えていた。しかし尾崎とウェルズの講演を通じて丸山は、超越的な価値に帰依することによって社会や時代の趨勢に立ち向かうという非歴史主義的な立場の重要性に気づかされたのであった。

丸山の大学卒業後にはじまる戦時体制への移行は、経済統制を通じて資本主義がもたらす問題に対処しようとする面をもっていたという意味で、社会主義と同様の方向性をもつものであった。一部の社会主義者は社会主義の実現を夢見て戦時体制に協力していくが、丸山はそうした道を選択しなかった。それは、国家権力を制限する政治体制や資本主義的経済体制と結びついている近代ブルジョア自由主義の意義を、丸山が再評価していたことと無関係ではない。そのときの丸山の眼前には、アカデミズムの牙城に拠って立つ東大法学部と、キリスト教とカント哲学を自己の支えとする南原繁の姿があった。